

外国人人口統計について

外国人総数

市町村名	平成20年 2月1日 現在 人口
県 計	7,208
市 部 計	5,224
那 覇 市	1,546
宜野湾市	907
石 垣 市	195
浦 添 市	488
名 護 市	258
糸 満 市	122
沖 縄 市	929
豊見城市	117
うるま市	423
宮古島市	157
南 城 市	82
国 頭 村	18
大宜味村	12
東 村	13
今帰仁村	12
本 部 町	62
恩 納 村	99
宜野座村	19
金 武 町	132
伊 江 村	18
読 谷 村	288
嘉手納町	71
北 谷 町	262
北中城村	247
中 城 村	96
西 原 町	306
与那原町	56
南風原町	46
渡嘉敷村	6
座間味村	3
粟 国 村	6
渡名喜村	0
南大東村	18
北大東村	6
伊平屋村	15
伊是名村	12
久米島町	28
八重瀬町	57
多良間村	19
竹 富 町	52
与那国町	5

最近、県内の外国人人口についてよく問い合わせをいただきます。

通常、案内しておりますのが、左に掲げました推計人口からの抜粋による人口です。

推計人口とは、国勢調査の人口及び世帯数を基礎にして、その後の市町村からの報告による毎月の出生児数、死亡者数、転入者数、転出者数及びその月の増減世帯数を順次加減して毎月1日現在人口及び世帯数を推計するものです。

ご案内しますと、ほとんどの方がその少なさに驚かれます。

どうやら、在沖米軍人の人口もここに含まれると誤解されている方が多いようです。

しかし、推計人口の基礎となっている国勢調査の中には、米国軍隊の軍人・軍属及びその家族は含まれません。

また、日米地位協定第9条第2項の規定により、外国人登録制度の適用からも除外されているため、各市町村に具備されている外国人登録原票に記載されることもありません。

その人数は、日米地位協定第9条に関する合意議事録に記載されているように「日本国政府は、両政府間で合意される手続に従って、入国者及び出国者の数及び種別につき定期的に通報を受ける。」ことによりのみ把握できることとなっております。

日米地位協定 第9条

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

日米地位協定合意議事録 第9条

日本国政府は、両政府間で合意される手続に従って、入国者及び出国者の数及び種別につき定期的に通報を受ける。

ところが2008年2月22日、日本政府と在日米軍は不祥事再発防止策の一環として、各自治体に居住する米軍関係者の人数を自治体に通知することとしました。

それによって明らかになったのが、以下の数字となっております。

在日米軍の施設・区域内外居住者(平成20年1月31日現在の実態)

(1) 軍人、軍属、家族の総数

	軍人	軍属	家族	計
米軍(本土所在)	22,078人	2,770人	24,406人	49,254人
在沖米軍	22,772人	2,308人	19,883人	44,963人
総計	44,850人	5,078人	44,289人	94,217人

(2) 施設・区域内外居住者数

	施設・区域内	施設・区域外	計
米軍(本土所在)	37,193人	12,061人	49,254人
在沖米軍	34,215人	10,748人	44,963人
総計	71,408人	22,809人	94,217人

平成20年2月22日 外務省・防衛省発表

「在日米軍の施設・区域内外居住(人数・基準)」を元に統計課作成

※日米地位協定(正式名:日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/kyoutei/index.html>

※在日米軍の施設・区域内外居住(人数・基準)

<http://www.mofa.go.jp/ICSFiles/afiedfile/2008/02/22/2.pdf>